

各種協定書 (案)

目次

病院・有床診療所用（感染症法医療措置協定）	．．．．．	P 2
検査機関用（感染症法検査措置協定）	．．．．．	P 9
災害・感染症医療確保事業に関する協定（医療法協定）	．．．	P 13
診療所用（感染症法医療措置協定）	．．．．．	P 19
薬局用（感染症法医療措置協定）	．．．．．	P 24
訪問看護事業所用（感染症法医療措置協定）	．．．．．	P 28
宿泊施設用（感染症法宿泊施設確保措置協定）	．．．．．	P 32
消防用（感染症患者等の移送協力に関する協定）	．．．．．	P 36
民間救急事業者用（移送業務の委託に関する協定）	．．．．．	P 39

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

滋賀県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期 （目途）	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月以内）	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから4か月以降）
受け入れ対象	<ul style="list-style-type: none"> ・主として中等症Ⅱ（以上）の陽性患者の受け入れ（A類） ・主として軽症・中等症Ⅰの陽性患者の受け入れ（B類） 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として中等症Ⅱ（以上）の陽性患者の受け入れ（A類） ・主として軽症・中等症Ⅰの陽性患者の受け入れ（B類）
確保病床数	<ul style="list-style-type: none"> ○床（重症者病床○床） うち、特に配慮が必要な患者の病床数 ・精神疾患を有する患者○床（うち専用病床○床） ・妊産婦○床（うち専用病床○床） ・小児○床 	<ul style="list-style-type: none"> ○床（重症者病床○床） うち、特に配慮が必要な患者の病床数 ・精神疾患を有する患者○床（うち専用病床○床） ・妊産婦○床（うち専用病床○床） ・小児○床

	(うち専用病床○床) ・ 障害者児○床 (うち専用病床○床) ・ 認知症患者○床 (うち専用病床○床) ・ がん患者○床 (うち専用病床○床) ・ 透析患者○床 (うち専用病床○床) ・ 外国人○床 (うち専用病床○床)	(うち専用病床○床) ・ 障害者児○床 (うち専用病床○床) ・ 認知症患者○床 (うち専用病床○床) ・ がん患者○床 (うち専用病床○床) ・ 透析患者○床 (うち専用病床○床) ・ 外国人○床 (うち専用病床○床)
即応化の期間	甲からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）即応化すること	甲からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること

※ 流行初期については、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。

二 発熱外来の実施

対応時期 (目途)	流行初期	流行初期以降	
		新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月経過時点	新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内
発熱外来対応	(感染症等の発生等の公表後1週間～3か月以内) 発熱外来患者数 ○人/日	発熱外来患者数 ○人/日	発熱外来患者数 ○人/日
検査対応	(感染症等の発生等の公表後1か月以内) 検査（核酸検出検査）の実施能力：○件/日	/	検査（核酸検出検査）の実施能力： ○件/日

※ 普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外の受入【可／不可】

※ 小児患者の受入【可／不可】

※ 検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取および検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

三 自宅療養者等への医療の提供および健康観察

<p>対応時期 (目途)</p>	<p>流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）</p>
<p>対応の内容 ※対応可能な項目には○を付記</p>	<p>1 対面診療が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） <p>2 電話／オンライン診療が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名 ○○○○所） ・ 障害者施設対応可（施設名 ） <p>3 往診が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名 ） ・ 障害者施設対応可（施設名 ） <p>4 訪問または電話／オンラインによる健康観察の対応が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名 ○○○○所） ・ 障害者施設対応可（施設名 ） <p>5 宿泊療養施設における指導が可能</p>

四 後方支援

対 応 時 期 (目 途)	流行初期 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度)	流行初期以降 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから4か月以降)
受け入れ対象	<p>< A類 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・持病等で高度治療が必要な患者の入院継続、受け入れ <p>< B類 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種協定指定医療機関 (A類) に入院中の症状警戒患者で療養期間中の患者の受け入れ ・第一種協定指定医療機関 (A類) に代わって一般患者の受け入れ ・回復患者の受け入れ <p>< C類 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種協定指定医療機関に入院中の一般入院 ・回復患者の転院受け入れ ・第一種協定指定医療機関に代わっての一般患者の受け入れ 	<p>< A類 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・持病等で高度治療が必要な患者の入院継続、受け入れ <p>< B類 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種協定指定医療機関 (A類) に入院中の症状警戒患者で療養期間中の患者の受け入れ ・第一種協定指定医療機関 (A類) に代わって一般患者の受け入れ ・回復患者の受け入れ <p>< C類 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種協定指定医療機関に入院中の一般入院 ・回復患者の転院受け入れ ・第一種協定指定医療機関に代わっての一般患者の受け入れ
受け入れ可能な特に配慮が必要な患者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患を有する患者 ・妊産婦 ・小児 ・障害者児 ・認知症患者 ・がん患者 ・透析患者 ・外国人 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患を有する患者 ・妊産婦 ・小児 ・障害者児 ・認知症患者 ・がん患者 ・透析患者 ・外国人

五 医療人材派遣

対 応 時 期 (目 途)	流行初期以降 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容	<p>計 ○人 (うち県外可能: ○人)</p> <p>うちDMAT: ○人、DPAT○人、災害支援ナース○人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師: ○人 (うち県外可能: ○人) うちDMAT: ○人、DPAT○人 ・看護師: ○人 (うち県外可能: ○人) うちDMAT: ○人、DPAT○人、災害支援ナース○人 ・その他 (可能な範囲で職種を記入): ○人 (うち県外可能: ○人)

	うちDMAT：○人、DPAT○人 ※ うち県外可能（○人）は、参考記載
--	--

※ DMAT 等の派遣については、この協定のほか、医療法第 30 条の 12 の 6 の規定に基づく「災害・感染症医療確保事業に関する協定書」を参照することとする。

(個人防護具の備蓄)

第 4 条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

品目	サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
備蓄量	か月分	か月分	か月分	か月分	か月分
	枚	枚	枚	枚	枚 (双)

(措置に要する費用の負担)

第 5 条 第 3 条に基づく措置に要する費用については、甲の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、第 3 条第 1 号または第 2 号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第 6 条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第 2 条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更するまたは状況に応じ柔軟に対

応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間および変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲または乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条および第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況および当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-M I S)により報告を行う。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、または、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。

二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、または、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者等を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県知事

乙 医療機関名：

保険医療機関番号：

G-M I S I D：(締結時振り出しなければ空欄)

住所：

(管理者の) 氏名：

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症に係る 検査を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（検査措置協定）書

滋賀県知事（以下「甲」という。）、大津市長（以下「乙」という。）および〇〇長【各検査機関の管理者】（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、丙において、新型インフルエンザ等感染症もしくは指定感染症の疑似症患者もしくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者または新感染症にかかっていると疑われる者もしくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検体の検査を実施することにより、甲および乙が新型インフルエンザ等感染症等の検査を提供する体制を確保することを目的とする。

（協定の対象）

第2条 協定の対象となる検査機関は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3に規定する衛生検査所の登録を受けた機関（病院および診療所は除く。）を基本とする。

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学およびその附属試験研究施設ならびに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関を協定の対象とすることも可能とする。なお、その場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第15条第5項および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第8条第5項の規定に基づき検査が行われるところとする。

（検査措置実施の要請）

第3条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、必要があると認めるときは、乙と協議し、丙に対し、次条に定める検査措置を講ずるよう要請するものとする。

(検査措置の内容)

第4条 丙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる検査措置を講ずるものとする。

対応時期 (目途)	流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1か月以内)	流行初期以降(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容(検査(核酸検出検査)の実施能力)	○件/日	○件/日

※ 流行初期は、甲からの要請後2週間を目途に、確保すること。

※ 流行初期期間以降は、甲からの要請後2週間を目途に、確保すること。

※ 上記の検査数はあくまで目安であり、その検査数を委託することを保証するものではない。

※ 【変異株PCR検査/RNA抽出/ゲノム解析/検体提供】の依頼があった場合には対応すること。

(個人防護具の備蓄)

第5条 新型インフルエンザ等感染症等に係る検査を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、丙が備蓄する。

品目	サージカルマスク	アイソレーション ガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
	か月分	か月分	か月分	か月分
備蓄量	枚	枚	枚	枚 (双)

(措置に要する費用の負担)

第6条 第4条に基づく措置に要する費用については、甲および乙の予算の範囲内において、甲および乙が丙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、丙が負担する。なお、甲および乙は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、丙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第7条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに丙へ情報提供するものとする。

- 2 丙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第3条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
- 3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更するまたは状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙および丙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間および変更)

- 第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙および丙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 第4条に定める検査措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲、乙または丙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

- 第9条 甲および乙は、丙が、正当な理由がなく、第4条および第5条に基づく措置を講じていないと認めるときは、丙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

- 第10条 丙は、甲および乙から本協定に基づく措置の実施の状況および当該措置に係る当該検査機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

(疑義等の解決)

- 第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙および丙が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙三者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3-1
大津市長 ○○ ○○

丙 ○○○
株式会社○○○
代表取締役 ○○ ○○

滋賀県災害・感染症医療確保事業に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」（医療機関の管理者）という。）とは、医療法第30条の12の6の規定に基づき、別紙の災害・感染症医療業務従事者の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため、災害・感染症医療業務従事者が出勤し、地域の医療提供体制を支援することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害・感染症医療業務従事者の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、災害・感染症医療業務従事者を派遣するものとする。

（派遣先）

第3条 乙が派遣する災害・感染症医療業務従事者は、滋賀県内において活動することを原則とする。

2 甲または国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める活動を行うことができる。

（災害・感染症医療業務従事者の活動）

第4条 乙が派遣する災害・感染症医療業務従事者が従事する業務は別紙に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣した災害・感染症医療業務従事者に対する指揮および活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 災害・感染症医療業務従事者が他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害・感染症医療業務従事者受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣する災害・感染症医療業務従事者は、原則として派遣元である乙の職員として活動する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況および当該措置に係る当該医療

機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第8条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、災害・感染症医療業務従事者の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画および機会の提供に努める。

（費用負担等）

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した災害・感染症医療業務従事者が、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 （被災した）市町村または他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害・感染症医療業務従事者の派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害・感染症医療業務従事者が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第18条第2項および災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害・感染症医療業務従事者が、第4条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害・感染症医療業務従事者の医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、傷害保険に加入する。

（定めのない事項等）

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第13条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第 15 条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第 16 条 甲と乙が、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害・感染症医療業務従事者の派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 ○○市××1234

○○病院

病院長 ○○ ○○ ← 医療法第 14 条の 2 の
「病院の管理者」を記載

災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する事項

1. DMAT派遣の目的

専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

2. 派遣要請の特例

乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DMATを派遣することができるものとし、派遣を実施したときは、乙は速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDMATは甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

3. DMATの活動

乙が派遣するDMATが行う業務は、日本DMAT活動要領および滋賀県DMAT運用計画等に定めるものとする。

災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する事項

1. DPAT派遣の目的

専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、精神保健医療活動を行うことにより、地域の精神保健医療ニーズに対応することを目的とする。

2. 派遣要請の特例

乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DPATを派遣することができるものとし、派遣を実施したときは、乙は速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したDPATは甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

3. DPATの活動

乙が派遣するDPATが行う業務は、DPAT活動要領および滋賀県DPAT運用計画等に定めるものとする。

災害支援ナースの派遣に関する事項

1. 災害支援ナース派遣の目的

災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

2. 災害支援ナースの活動

乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

滋賀県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 発熱外来の実施

対応時期 （目途）	流行初期	流行初期以降	
		新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月経過時点	新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内
発熱外来対応	（感染症等の発生等の公表後1週間～3か月以内） 発熱外来患者数 ○人/日	発熱外来患者数 ○人/日	発熱外来患者数 ○人/日
検査対応	（感染症等の発生等の公表後1か月以内） 検査（核酸検出検査）の実施能力：○件/日		検査（核酸検出検査）の実施能力： ○件/日

※ 普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外の受入【可／不可】

- ※ 小児患者の受入【可／不可】
- ※ 検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取および検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。
- ※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

二 自宅療養者等への医療の提供および健康観察

対応時期 (目途)	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	<p>1 対面診療が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） <p>2 電話／オンライン診療が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名） ・ 障害者施設対応可（施設名） <p>3 往診が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名） ・ 障害者施設対応可（施設名） <p>4 訪問または電話／オンラインによる健康観察の対応が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初診患者の対応可 ・ かかりつけ患者のみ対応可 ・ 特別な配慮を要する患者対応可（妊婦 ・ 小児 ・ 透析） ・ 高齢者施設対応可（施設名） ・ 障害者施設対応可（施設名） <p>5 宿泊療養施設における指導が可能</p>

三 医療人材派遣

対応時期 (目途)	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	計 ○人 うち医師：○人、看護師○人、その他職種○人（職種名）

(個人防護具の備蓄)

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

品目	サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
備蓄量	か月分	か月分	か月分	か月分	か月分
	枚	枚	枚	枚	枚 (双)

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、甲の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、第3条第1号または第2号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置(流行初期医療確保措置)を行うものとする。

3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更するまたは状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間および変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定

による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲または乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条および第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況および当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-M I S)により報告を行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、または、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。

二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、または、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者等を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県知事

乙 医療機関名：

保険医療機関番号：

G-M I S I D：(締結時振り出しなければ空欄)

住所：

(管理者の) 氏名：

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

滋賀県知事〇〇（以下「甲」という。）と〇〇薬局管理者〇〇（以下「乙」という。）
は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新
型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型
インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下
「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、
乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な
措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提
供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医
療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置
を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの申請に基づき、自宅療養者等への医療の提供お
よび健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 （目途）	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われ てから6か月以内）	
対応の 内容	1. 電話/オンラインでの服薬指導	
	オンライン（視覚情報を含む方法）での服薬指導が可能	
	電話等（聴覚情報のみによる方法）での服薬指導が可能	
	自宅療養者への対応が可能	
	宿泊療養者への対応が可能	
	高齢者施設入所（療養）者への対応が可能	
	障害者施設入所（療養）者への対応が可能	
	2. 療養者の居所を訪問しての服薬指導	
	平時から在宅対応している患者のみ対応が可能	
	平時から在宅対応している患者以外の患者も対応が可能	
	自宅への対応が可能	
	宿泊療養施設への対応が可能	
	高齢者施設への対応が可能	
	障害者施設への対応が可能	

	3. 薬剤等の配送
	自宅への対応が可能
	宿泊療養施設への対応が可能
	高齢者施設への対応が可能
	障害者施設への対応が可能
	4. 服薬指導時等に健康観察の一環として服薬中の薬剤、服薬状況、服薬による体調の変化の確認等
	自宅療養者への対応が可能
	宿泊療養者への対応が可能
	高齢者施設入所（療養）者への対応が可能
	障害者施設入所（療養）者への対応が可能
備考	<p>「電話（聴覚情報のみによる方法）での服薬指導が可能」を選択した場合、国の方針として聴覚情報のみによる服薬指導が認められた場合にのみ実施することによいものとする。</p> <p>宿泊療養施設への対応については、流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1か月以内）における対応の可能性はある。</p>

（個人防護具の備蓄） ※括弧書きは、任意記載事項であることを示したものである。

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、乙が備蓄する。

サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
か月	か月	か月	か月	か月
枚	枚	枚	枚	枚（ 双）

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等

の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更するまたは状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間および変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲または乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条および第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況および当該措置に係る当該薬局の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-M I S)により報告を行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の薬局において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、研修を実施する、または、外部の機関が実施する医療機関向け研修に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 医療機関名：
保険薬局番号：
G-MISID：(締結時振り出しなければ空欄)
住所：
(管理者の)氏名：

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）**

滋賀県知事 ○○ ○○（以下「甲」という。）と ○○長【医療機関（訪問看護事業所）の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの申請に基づき、自宅療養者等への医療の提供および健康観察に係る医療措置を講ずるものとする

対応時期 (目途)	流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）		
対応の内容		新規利用者 に対応可	平時からの 利用者のみ 対応可
	1. 訪問看護（医療行為の提供有り）		
	自宅療養者への対応		
	宿泊療養施設への対応		
	高齢者施設等への対応		
	障害者施設等への対応		
	2. 電話による健康観察（聴覚情報のみによる方法）		
	自宅療養者への対応		
	高齢者施設等への対応		
	障害者施設等への対応		
	3. オンラインによる健康観察（視覚情報を含む方法）		
	自宅療養者への対応		

	高齢者施設等への対応		
	障害者施設等への対応		
	4. 訪問しての健康観察（医療行為の提供無し）		
	自宅療養者への対応		
	高齢者施設等への対応		
	障害者施設等への対応		
対応可能な 高齢者施設 等および障 害者施設等	（平時から訪問している施設等の施設名を記載）		

（個人防護具の備蓄）

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
か月	か月	か月	か月	か月
枚	枚	枚	枚	枚（ 双）

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更するまたは状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間および変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲または乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条および第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況および当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-MIS)により報告を行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の訪問看護事業所において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、研修を実施する、または、外部の機関が実施する医療機関向け研修に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、または、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の訪問看護事業所における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 医療機関名：

保険医療機関番号：

G-MISID：(締結時振り出しなければ空欄)

住所：

(管理者の) 氏名：

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 宿泊施設の確保に関する協定書（案）

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と〇〇長【各施設の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）第44条の3第2項又は第50条の2第2項に規定する宿泊施設を確保することにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の宿泊療養を提供する体制を整備することを目的とする。

（宿泊施設確保の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、必要があると認めるときは、乙に対し、第4条に定める宿泊施設確保措置を講ずるよう要請するものとする。

（甲の役割）

第3条 甲は、本件施設の確保等に関する次の各号に掲げる事務を実施するものとする。

- 一 本件施設の借り上げ及び宿泊療養の実施に必要な業務（ただし、次条及び第5条の規定により乙が行う業務を除く。）に関する事
- 二 本件施設で療養する者の入所から退所までの間の管理全般に関する事（ただし、第5条の規定により乙が行う業務を除く。）
- 三 関係者との調整に関する事

（宿泊施設確保措置の内容）

第4条 乙は、第2条の規定による甲からの要請に基づき、別表に定める施設において、次に掲げる宿泊施設確保措置を講ずるものとする。なお、乙は、甲からの要請時にやむを得ない事由により当該数の確保が困難な場合は、理由とあわせてその旨を速やかに甲に伝えるものとする。

対応時期 (目途)	流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1か月以内)	流行初期以降(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容 (確保する 宿泊施設の 居室数)	○室	○室

※ 流行初期は、甲からの要請後2週間を目途に、確保すること。

※ 流行初期期間以降は、甲からの要請後2週間を目途に、確保すること。

※ 対応の内容について、具体の記載が難しい場合には、対応できる旨のみ記載することとする(流行初期期間以降に限る)。

(宿泊施設確保措置以外の乙の事務)

第5条 乙は、第4条に規定する宿泊施設確保措置及び確保した居室の提供の他、清掃、消毒、物品等の調達等の宿泊療養の実施に必要な業務のうち、甲乙の協議により乙が実施可能と判断した業務を実施するものとする。

(措置等に要する費用の負担)

第6条 第4条及び第5条の規定に基づく措置等に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が負担する。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第7条 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第4条に定める宿泊施設確保措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第9条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第10条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該宿泊施設の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その
1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 住所
氏名

別表

物件概要

名称	〇〇ホテル〇〇〇〇
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇
敷地面積	〇〇㎡
建物の構造・規模	鉄骨造 地上〇〇階
建築面積	〇〇㎡
延面積	〇〇㎡

感染症患者等の移送協力に関する協定書

〇〇保健所（以下「甲」という。）と〇〇消防本部（以下「乙」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第2項、第3項、第7項、第8項および第9項に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症の患者等（法第8条に規定する疑似症患者および無症状病原体保有者を含む。以下「感染症患者等」という。）の移送に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が行う感染症患者等の移送について、甲の要請に基づき乙が実施する業務について必要な事項を定めることにより、住民の救命に寄与するとともに移送にあたる職員の二次感染を防ぐことを目的とする。

（業務の範囲）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、乙の管轄地域で発生した感染症患者等の移送に係る業務（以下「移送業務」という。）とする。

（要請）

第3条 甲は、所管する保健医療圏域内で発生した感染症患者等の移送を行うことができる体制を整備するが、甲の移送能力を超える場合や緊急性が高い場合など、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協力要請書兼実施報告書（別紙様式）により行う。ただし、協力要請書兼実施報告書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後、協力要請書兼実施報告書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、人員体制や救急出動の状況等を踏まえ、可能な限り移送業務について協力を行うものとする。

（役割）

第5条 前条の規定により乙が移送業務について協力を行うにあたって、甲が実施する事項は次のとおりとする。

- (1) 移送実施の決定および移送先の選定を行うこと。
- (2) 移送業務に必要な資器材を整備すること。
- (3) その責任において車両に医師を同乗させる等により、感染症患者等および移送業務にあたる職員を医学的管理下に置いたうえで移送業務を行うこと。ただし、感染症の特性や感染状況等によっては、この限りでない。
- (4) 移送業務終了後、車両および装備の消毒ならびに発生した廃棄物の処理を行うこと。

- ただし、感染症の特性や感染状況等によっては、この限りでない。
- (5) 移送業務終了後、移送業務にあたった職員の健康管理を行うこと。
 - (6) 乙、感染症患者等および移送先等との連絡調整を行うこと。

(実施報告)

第6条 乙は、甲からの要請に基づき移送業務に協力したときは、協力要請書兼実施報告書により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、原則として、移送業務に係る経費負担を行うこととし、詳細については、甲と乙が協議し決定するものとする。

(事故発生時の対応)

第8条 移送業務の協力にあたり、事故等不測の事態が発生した場合は、速やかに甲と乙が協議し対処する。

(準用)

第9条 甲は、移送・療養調整等の業務を一元的に担う県入院等調整本部が設置された場合も本協定の内容を準用する。

2 前項により準用する場合、第5条第1号および同条第6号については、県入院等調整本部が実施するものとする。

(連絡体制等)

第10条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法および連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から定めておくよう努めるものとする。

(研修の実施)

第11条 乙は、行政や病院等が実施する感染症に関する研修への参加依頼があった場合には、できる限り参加するよう努めるものとする。また、甲と乙は、必要に応じて、感染症に関する研修を共同で実施するものとする。

(疑義等の協議)

第12条 本協定に関して疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲と乙が協議し決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからも協定の解除または変更の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

甲と乙は協定締結の証として本協定書を2通作成し、記名押印の上、その一通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 滋賀県〇〇市〇〇
滋賀県〇〇保健所長 ○〇〇〇

乙 滋賀県〇〇市〇〇
〇〇市消防本部 消防長 ○〇〇〇

新興感染症発生・まん延時における移送業務の委託に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第7項、第8項および第9項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症（以下「新興感染症」という。）発生・まん延時における、新興感染症の患者等の移送に係る業務の委託について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新興感染症の発生・まん延時において、甲が乙に対し、新興感染症の患者等の移送に係る業務を委託しようとする場合について、予め必要な事項を定めることにより、甲が迅速に移送体制を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、新興感染症の発生・まん延時において、迅速に移送体制を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、業務委託の協議に応じるよう要請するものとする。
2 前項の規定による要請は、協力要請書（別紙様式1）により行う。ただし、文書により要請するいとまがないときは、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、業務委託の協議に応じるよう努めるものとする。

（業務委託の内容）

第4条 業務委託における甲および乙の役割は次のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア 移送実施の決定
- イ 移送先の選定
- ウ 乙、移送対象者、移送先等との連絡調整
- エ その他、移送業務に関する全般的調整

（2）乙の役割

- ア 移送の実施
- イ 移送業務に係る車両・資機材等の準備
- ウ 車両および装備の消毒
- エ 移送で生じた廃棄物の処理
- オ その他、業務委託契約書で定める事項

(委託料)

第5条 委託料は、新興感染症発生・まん延時に、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからも協定の解除または変更の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲および乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。
2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別紙様式2)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(資料の提供)

第8条 乙は、毎年3月末時点の移送等車両保有台数等の資料および連絡責任者届を、毎年4月末日までに甲に提出する。

(研修等の実施)

第9条 甲と乙とは事前に協議したうえで、感染症患者等の発生に備え、移送業務等に係る訓練及び研修を実施する。乙は、甲が実施する新興感染症の発生を想定した研修・君への参加依頼があった場合には、できる限り参加するよう努めるものとする。

(疑義等の協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、決定するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県〇〇市〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇